

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第4条 都市計画区域内にある特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの、階数が3以上である建築物（階数が3の<u>一戸建</u>の専用住宅を除く。）又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、この条例において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項<u>ただし書</u>の規定による許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第4条 都市計画区域内にある特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの、階数が3以上である建築物（階数が3の<u>一戸建て</u>の専用住宅を除く。）又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、この条例において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の<u>敷地</u>の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第2項第2号の規定による許可を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>(百貨店等の敷地と道路との関係)</p> <p>第8条 都市計画区域内にある百貨店、市場、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員7メートル以上の道路に床面積が最大の階が1,500平方メートル以内のものにあつては9メートル以上、1,500平方メートルを超えるものにあつては当該床面積100平方メートルにつき60センチメートルの割合で算出した数値以上接しなければならない。ただし、当該建築物の周囲に広い空地があり、その他これと<u>同様な</u>状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項<u>ただし書</u>の</p>	<p>(百貨店等の敷地と道路との関係)</p> <p>第8条 都市計画区域内にある百貨店、市場、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員7メートル以上の道路に床面積が最大の階が1,500平方メートル以内のものにあつては9メートル以上、1,500平方メートルを超えるものにあつては当該床面積100平方メートルにつき60センチメートルの割合で算出した数値以上接しなければならない。ただし、当該建築物の<u>敷地</u>の周囲に広い空地があり、その他これと<u>同様の</u>状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第2項第2</p>

規定による許可を受けたときは、この限りでない。

(自動車車庫等の敷地の出入口)

第9条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車の出入口は、次の各号(当該敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けたときは、第1号を除く。)のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]
<u>法第43条第1項ただし書</u> の規定に基づく建築の許可の申請	[略]
[略]	
法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]

号の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

(自動車車庫等の敷地の出入口)

第9条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車の出入口は、次の各号(当該敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第43条第2項第2号の規定による許可を受けたときは、第1号を除く。)のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]
<u>法第43条第2項第1号</u> の規定に基づく建築の認定の申請	27,000円
<u>法第43条第2項第2号</u> の規定に基づく建築の許可の申請	[略]
[略]	
法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]

		<u>法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請</u>	<u>延べ面積100平方メートル以内のもの</u> <u>にあつては</u> <u>110,000円、延べ面積100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> <u>にあつては</u> <u>130,000円、延べ面積500平方メートルを超えるもの</u> <u>にあつては</u> <u>160,000円</u>
法第86条第1項の規定に基づく1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定の申請	[略]	法第86条第1項の規定に基づく1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定の申請	[略]
[略]		[略]	
2・3 [略] (仮設建築物に対する制限の緩和) 第21条 法第85条第5項に規定する建築の許可を受けた仮設建築物については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、適用しない。		2・3 [略] (仮設建築物に対する制限の緩和) 第21条 法第85条第5項又は第6項に規定する建築の許可を受けた仮設建築物については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、適用しない。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。